

第83回 国民スポーツ大会

沼田市準備委員会

設立総会・第1回総会



第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

湯けむり国スポ・全スポ

ぐんま2029

83rd JAPAN GAMES
28th National Sports Festival
for People with a Disability

日時：令和 7年 6月 18日（水）午後3時

場所：ZACROS アリーナぬまた（沼田市民体育館）

2階 小体育室

設 立 総 会

第 8 3 回国民スポーツ大会
沼田市準備委員会「設立総会」次第

日 時 令和 7 年 6 月 1 8 日 (水)

午後 3 時 0 0 分

場 所 ZACROSアリーナぬまた 小体育室

1 開 会

2 設立発起人紹介

3 設立発起人代表挨拶

沼田市長 星野 稔

4 説明事項

(1) 第 8 3 回国民スポーツ大会の概要

(2) 第 8 3 回国民スポーツ大会沼田市開催競技及び開催施設

(3) 第 8 3 回国民スポーツ大会の開催に向けた準備経過

(4) 第 8 3 回国民スポーツ大会開催に向けたスケジュール

5 報告事項

(1) 第 8 3 回国民スポーツ大会沼田市準備委員会設立趣意書

6 議 事

第 1 号議案 第 8 3 回国民スポーツ大会沼田市準備委員会会則 (案)

第 2 号議案 第 8 3 回国民スポーツ大会沼田市準備委員会委員名簿 (案)

7 その他

8 閉 会

第83回国民スポーツ大会
沼田市準備委員会「設立発起人」名簿

(順不同・敬称略)

所 属	役 職	氏 名
沼田市	市 長	ほし の みのる 星 野 稔
沼田市議会	議 長	くわ ばら とし ひこ 桑 原 敏 彦
特定非営利活動法人 沼田市スポーツ協会	会 長	きた はら かず ひろ 北 原 一 浩
沼田商工会議所	会 頭	い ぐま かい ぞう 井 熊 開 三
沼田市観光協会	会 長	やま だ りゆうのすけ 山 田 龍 之 介
沼田市	副市長	かわ だ まさ き 川 田 正 樹
沼田市教育委員会	教育長	たけのうち あつし 竹 之 内 篤

第83回国民スポーツ大会の概要

1 目的

広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとすることを目的とする。

2 主催

公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県(群馬県)、日本スポーツ協会加盟団体等、会場地市町村等

3 開催時期、期間及び会期

開催時期	令和11年 9月 ～ 10月
開催期間	11日間以内
会 期	開催3年前(令和8年度)までに公益財団法人日本スポーツ協会が開催県と協議して決定

4 愛称・スローガン・マスコットキャラクター

愛 称:「湯けむり国スポ・全スポぐんま」
ス ロ ー ガ ン: 未定
マスコットキャラクター: ぐんまちゃん

5 実施予定競技

(1)正式競技:37競技(毎年実施36競技、隔年実施1競技)

陸上競技	水泳	サッカー	テニス
ローイング	ホッケー	ボクシング	バレーボール
体 操	バスケットボール	レスリング	セーリング
ウエイトリフティング	ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓 球	軟式野球	相 撲	フェンシング
柔 道	ソフトボール	バドミントン	弓 道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール	スポーツクライミング
カヌー	アーチェリー	空手道	銃剣道
クレール射撃	ボウリング	ゴルフ	トライアスロン
馬 術			

※第82回大会(令和10年)～第85回大会(令和13年)は「なぎなた」と「馬術」が隔年開催

(2) 特別競技

高等学校野球(硬式・軟式)

(3) 公開競技

開催競技 (8 競技)

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	バウンドテニス	エアロビック
スポーツチャンバラ	ダンススポーツ	

(4) デモンストレーションスポーツ: 開催競技 (33 競技)

県民誰もが気軽に国スポに参加できる機会を設け、生涯を通じてスポーツに親しむきっかけ作りや、世代間・地域間の交流の輪を広げることが目的に、国スポ競技の一つとして行われます。

ユニカール	フォークダンス	なぎなた
ラージボール卓球	TOP OF ROC	ビリヤード
スマートフェンシング	たてばやしウォーク 2029	ウォーキングフットボール
小学生ハンドボール	スマイルボウリング	ジョイフルスローピッチソフトボール
みかぼ登山大会	魅力いっぱい下仁田ウォーク	スポーツ吹き矢
フットゴルフ	嬭恋村キャベツゲートボール大会	高山村軽スポーツラリー
ふれあいグラウンドゴルフ	9 人制バレーボール	7 人制サッカー
ヘルスバレーボール	ドッジボール	スポーツ鬼ごっこ
群馬県ガールズ U-12 サッカー大会	ボッチャ	にこにこグラウンドゴルフ
スカイランニング	片品村ウォークラリー大会	3×3
大泉歴史ウォーク	少林寺拳法	ノルディックウォーク

6 その他

「国民体育大会」については、「スポーツ基本法の一部を改正する法律」の施行に伴い、令和 6 年開催の第 78 回佐賀県大会から「国民スポーツ大会」に名称変更(略称「国スポ(こくすぽ)」・英語表記「JAPAN GAMES」)となりました。

第 8 3 回国民スポーツ大会 沼田市開催競技及び開催施設

1 国民スポーツ大会

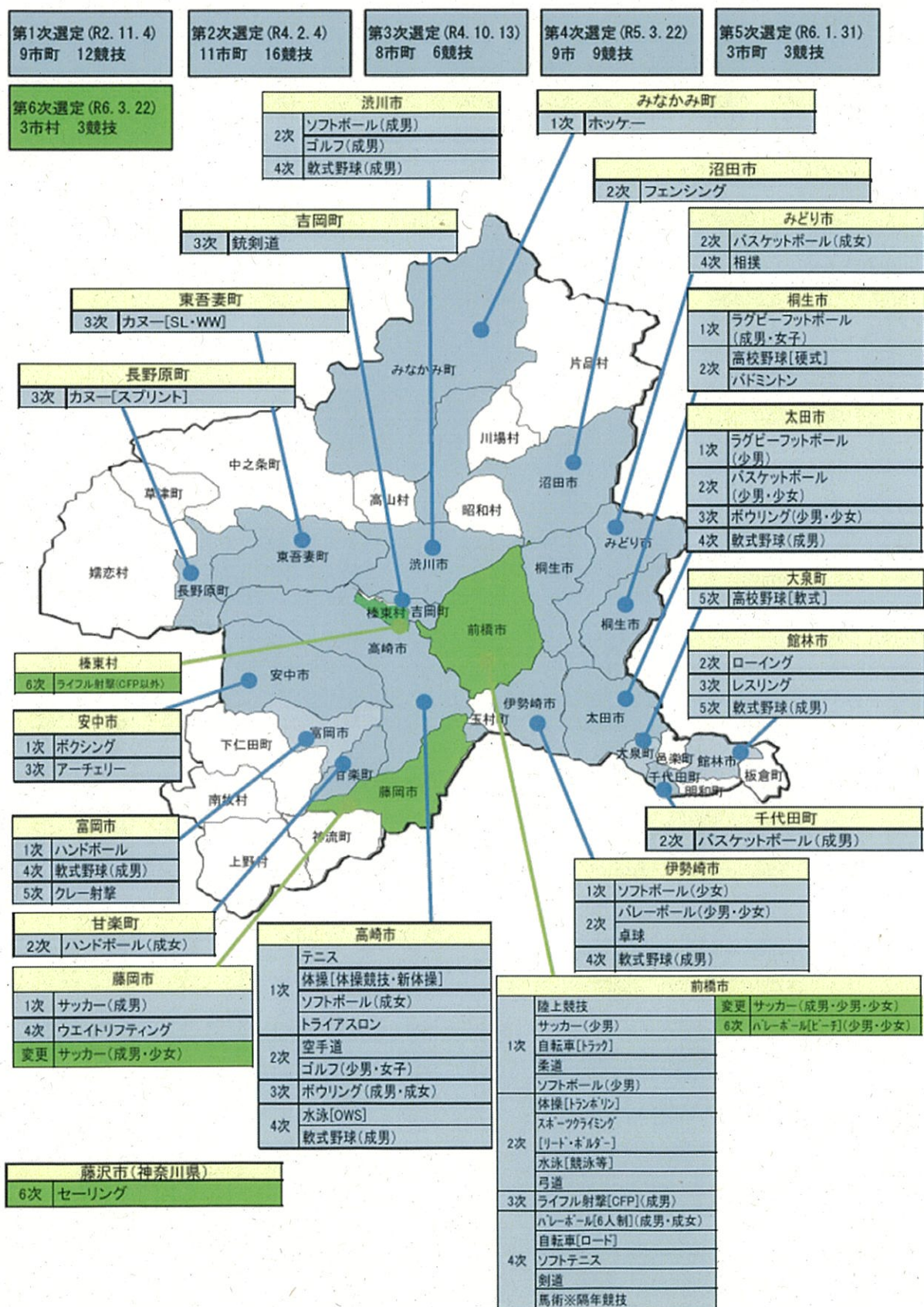
【正式競技】

競 技	種 別	開催施設
フェンシング	全種別	ZACROSアリーナぬまた

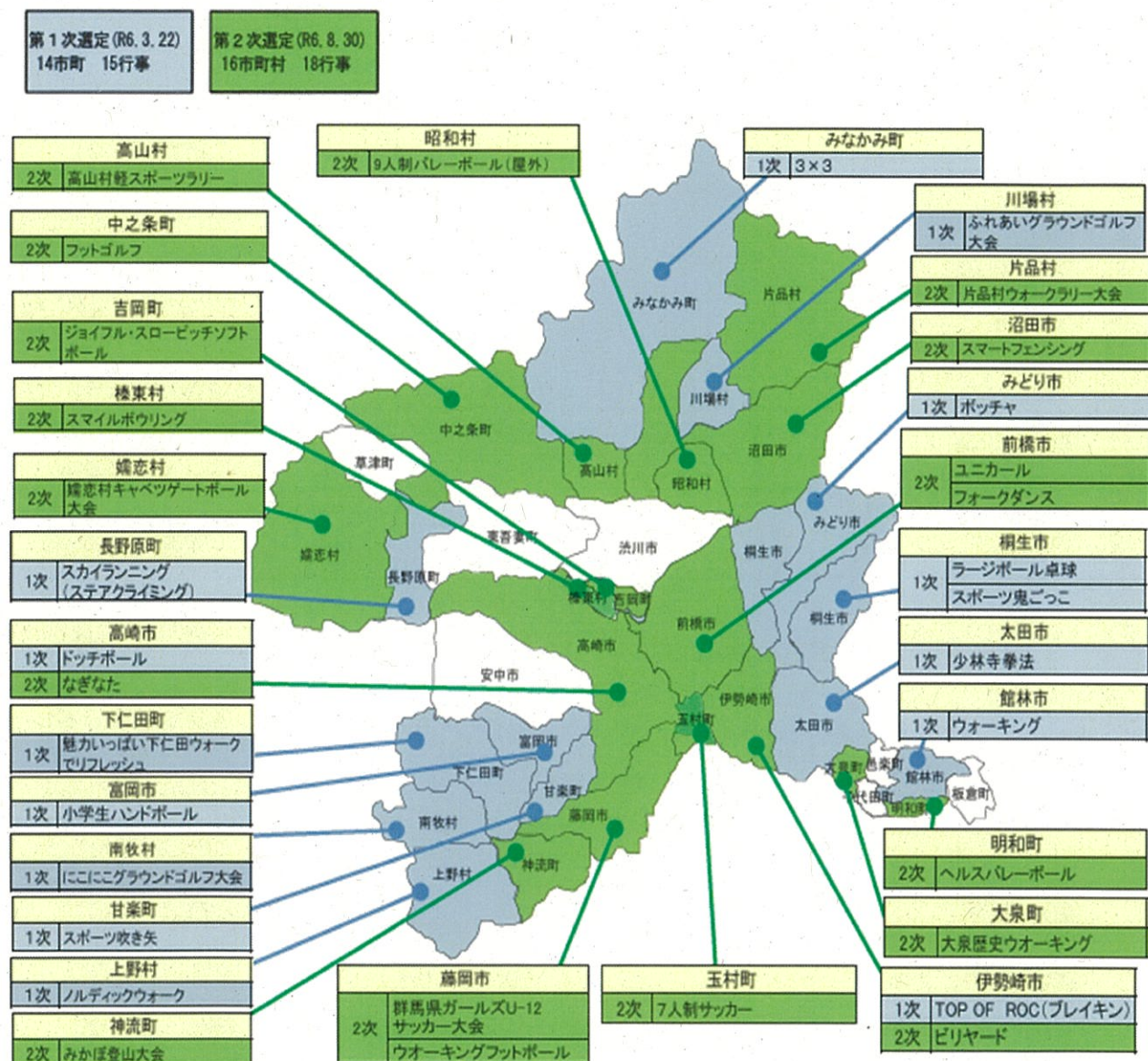
【デモンストレーションスポーツ】

競 技	種 別	開催施設
スマートフェンシング	全種別	ZACROSアリーナぬまた

第83回国民スポーツ大会 正式競技 会場地市町村配置図



第 83 回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ 会場地市町村配置図



第83回国民スポーツ大会 開催に向けた準備経過

年 度	月・日	内 容
平成28年 (2016年)	06.29	(公財)群馬県スポーツ協会が第83回(令和11年)国民体育大会招致要望書を知事、県議会議長及び県教育長に提出
	08 ～	県が全市町村を訪問し、本県における2巡目国体の開催について説明、協力を依頼
	01.23	市長会、町村会をはじめ、県内外の多様な分野の方々による「群馬県国体検討懇話会」が、本県で国体を開催する意義や方向性等をまとめた報告書を知事に提出
	02.20	群馬県議会の平成29年第1回定例会において、知事が第83回国民体育大会及び第28回全国障害者スポーツ大会を本県で開催する意向を表明
	03.09	群馬県議会の平成29年第1回定例会において、「第83 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	03.21	平成29年3月教育委員会会議定例会において、県教育委員会が第83回(令和11年)国民体育大会の招致を決定
平成29年 (2017年)	05.24	知事、県教育長、(公財)県スポーツ協会会長が、文部科学省(スポーツ庁)及び(公財)日本体育協会に開催要望書を提出
	07.18	(公財)日本体育協会が群馬県を第83 回国民体育大会の開催申請書提出県として了解(内々定)
	03.20	群馬県準備委員会「設立総会、第1回総会、第1回常任委員会」開催
平成30年 (2018年)	08.07	群馬県準備委員会 「第1回総務企画専門委員会、第1回施設整備専門委員会」開催
	08.09	群馬県準備委員会 第1回市町村連絡会議 及び 競技団体連絡会議を開催
	08～10	市町村競技会開催意向調査 及び 競技団体競技会意向調査を実施
	10～12	第83回国民体育大会会場地市町村選定に係るヒアリングを実施
	03.19	群馬県準備委員会「第2回施設整備専門委員会」開催
	03.25	群馬県準備委員会「第2回総務企画専門委員会」開催
令和元年 (2019年)	03.04	群馬県準備委員会 「第3回総務企画専門委員会、第3回施設整備専門委員会」開催
	03.19	群馬県準備委員会「第2回総会」開催(書面表決)
令和2年 (2020年)	04.01	準備委員会の名称を「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備室」に改称
	10.08	鹿児島国体の開催延期により、群馬県での開催時期の変更 (令和10年から令和11年)
	10.21	群馬県準備委員会「第4回総務企画専門委員会」開催

令和2年 (2020年)	11.04	群馬県準備委員会「第2回常任委員会」開催
	11.11	群馬県準備委員会 「第2回 市町村連絡会議 及び 競技団体連絡会議」開催
	12.22	群馬県準備委員会「第3回総会」開催(書面表決)
令和3年 (2021年)	01.18	群馬県準備委員会 「第5回総務企画専門委員会、第1回広報・県民運動専門委員会」開催
	02.04	群馬県準備委員会「第3回常任委員会」開催(書面表決)
	02.04	「正式競技」会場地市町村【第2次選定】 ・フェンシング 全種目
	02.09	群馬県準備委員会 「第3回市町村連絡会議 及び 競技団体連絡会議」開催(書面開催)
	03.09	群馬県準備委員会「第4回総会」開催(書面表決)
令和4年 (2022年)	06.21	スポーツ庁へ要望書を提出
	08.31	群馬県準備委員会 「第6回総務企画専門委員会、第4回施設・競技専門委員会」開催 (書面表決)
	09.07	群馬県準備委員会「第5回総会」開催(書面表決)
	10.13	群馬県準備委員会「第4回常任委員会」開催(書面表決)
	10.14	群馬県準備委員会 「第4回市町村連絡会議 及び 競技団体連絡会議」開催(書面開催)
	10.25	群馬県準備委員会 「第2回広報・県民運動専門委員会」開催(書面表決)
	11.01～ 12.04	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会の愛称募集
	12.21	群馬県準備委員会「市町村・競技団体説明会」開催
	01.23	群馬県準備委員会 「第3回広報・県民運動専門委員会」開催(書面表決)
	03.06	群馬県準備委員会「第5回施設・競技専門委員会」開催
	03.06	群馬県準備委員会「第7回総務企画専門委員会」開催
	03.06	群馬県準備委員会「第4回広報・県民運動専門委員会」開催
	03.22	群馬県準備委員会「第5回常任委員会」開催
令和5年 (2023年)	03.22	大会の愛称「湯けむり国スポ・全スポぐんま」発表
	03.23	群馬県準備委員会 「第5回市町村連絡会議 及び 競技団体連絡会議」開催
	07.19	群馬県準備委員会「第6回総会」開催(書面表決)
	08.30	群馬県準備委員会「第6回市町村連絡会議」開催
	09.29	群馬県準備委員会「第6回施設・競技専門委員会」開催(書面表決)

令和5年 (2023年)	10.24	中央競技団体による正規視察 フェンシング・ZACROSアリーナぬまた
	01.19	群馬県準備委員会 「第5回広報・県民運動専門委員会」開催(書面表決)
	01.19	群馬県準備委員会「第8回総務企画専門委員会」開催(書面表決)
	01.31	群馬県準備委員会「第6回常任委員会」開催(書面表決)
	02.14	群馬県準備委員会「第1回宿泊専門委員会」開催
	02.15	群馬県準備委員会「第1回輸送・交通専門委員会」開催
	03.07	群馬県準備委員会「第9回総務企画専門委員会」開催
	03.07	群馬県準備委員会「第6回広報・県民運動専門委員会」開催
	03.07	群馬県準備委員会「第7回施設・競技専門委員会」開催
	03.11	第7回 市町村連絡会議 及び 第6回 競技団体連絡会議を開催
	03.22	群馬県準備委員会「第7回常任委員会」開催
	03.29	第8回 市町村連絡会議 及び 第7回 競技団体連絡会議を開催(事務連絡)
令和6年 (2024年)	07.17	(公財)日本スポーツ協会第3回理事会において、「第83回国民スポーツ大会」の群馬県開催が内定(国民スポーツ大会内定に伴い、第28回全国障害者スポーツ大会の群馬県開催が併せて内定)
	08.02	群馬県準備委員会「第7回総会」開催(書面表決)
	08.21	群馬県準備委員会「第7回施設・競技専門委員会」開催
	08.22	群馬県準備委員会「第7回広報・県民運動専門委員会」開催
	08.22	群馬県準備委員会「第9回総務企画専門委員会」開催
	08.30	群馬県準備委員会「第8回常任委員会」開催
	09.03	デモンストレーションスポーツ実施予定行事及び会場の内定
	09.09	第8回 競技団体連絡会議を開催
令和7年 (2025年)	04.01	教育部スポーツ振興課内に「国民スポーツ大会準備室」を新設
	05.19	第83回国民スポーツ大会沼田市準備委員会「設立発起人会」開催
	06.18	第83回国民スポーツ大会沼田市準備委員会「設立総会・第1回総会」開催

※ の部分は本市関係分

※「第83 回国民スポーツ大会・第28 回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会」を
「群馬県準備委員会」と表記。

第83回国民スポーツ大会開催に向けたスケジュール(案)

年度		主要日程	沼田市準備委員会 (沼田市実行委員会)
9年前	令和2年度 (2020年)	会場地選定	
8年前	令和3年度 (2021年)		
7年前	令和4年度 (2022年)		
6年前	令和5年度 (2023年)	議会開催決議(県)	
		中央競技団体視察	
5年前	令和6年度 (2024年)	開催申請書提出(県)	
		開催内定	
4年前	令和7年度 (2025年)		準備委員会設立 (準備委員会事務局)
3年前	令和8年度 (2026年)	会場地総合視察 (日本スポーツ協会・文科省)	○総会開催 ○常任委員会開催 ○専門委員会開催
		「開催(会期)」決定	実行委員会へ改組
2年前	令和9年度 (2027年)		○総会開催 ○常任委員会開催 ○専門委員会開催
1年前	令和10年度 (2028年)	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会「リハーサル大	
開催年	令和11年度 (2029年)	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会「リハーサル大	
		実行委員会解散	

第 8 3 回国民スポーツ大会 沼田市準備委員会設立趣意書

国民スポーツ大会は、昭和 2 1 年（1 9 4 6 年）の第 1 回大会以来、我が国最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に貢献するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとすることを目的に開催されます。

群馬県では、昭和 5 8 年に「風に向かって走ろう」をスローガンとして、第 3 8 回国民体育大会（あかぎ国体）が開催され、沼田市においても剣道競技を実施し、運営を成功に導いた貴重な経験と教訓を得るとともに、競技を間近で観戦することで、感動を味わい、スポーツ活動のモチベーションを高めることとなり、スポーツの普及・振興、発展をもたらしました。

令和 1 1 年に我が国最大のスポーツの祭典である国民スポーツ大会が 4 6 年ぶりに群馬県、そして沼田市で開催されることは、スポーツへの関心を高め、スポーツ活動の充実を図る好機であるとともに、全国から集まる選手・役員や応援、観戦の皆様「沼田市」を訪れていただく機会となり、交流人口の拡大、滞在人口の増加による地域活性化が期待されるところであります。

国民スポーツ大会の開催市として、全国から集まる代表選手たちが最高のパフォーマンスを発揮できるよう競技会場などの環境整備に万全を期すとともに、各都道府県の選手団や大会関係者など皆様を温かくお迎えし、豊かな自然や美しい景観、おいしい食べ物などを体感していただくことで、沼田市の魅力が全国に発信されることにつながります。

このような意義のある大会を成功に導くために、市民・関係機関・行政機関などが一体となり、開催準備を進める必要があることから「第 8 3 回国民スポーツ大会沼田市準備委員会」を設立し、沼田市の総力を結集して、所期の目的を達成しようとするものであります。

令和 7 年 5 月 1 9 日

第 8 3 回国民スポーツ大会 沼田市準備委員会設立発起人

沼田市長	星 野 稔
沼田市議会議長	桑 原 敏 彦
特定非営利法人沼田市スポーツ協会会長	北 原 一 浩
沼田市商工会議所会頭	井 熊 開 三
一般社団法人沼田市観光協会会長	山 田 龍之介
沼田市副市長	川 田 正 樹
沼田市教育委員会教育長	竹之内 篤

第83回国民スポーツ大会 沼田市準備委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、第83回国民スポーツ大会沼田市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、第83回国民スポーツ大会において、沼田市で開催される競技会（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- （1）競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- （2）競技会の開催に係る準備に関すること。
- （3）競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- （4）競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- （5）関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （6）その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから会長が委嘱する。

- （1）沼田市を代表する者
- （2）沼田市議会を代表する者
- （3）関係競技団体、関係機関及び関係団体を代表する者
- （4）知識経験を有する者
- （5）その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副 会 長 10名以内
- （3）常任委員 30名以内
- （4）監 事 3名以内

（役員を選任）

第6条 会長は、沼田市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属機関の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は委員等に特別な事情が発生したときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告しなければならない。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(参与)

第9条 準備委員会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じて助言を行う。
- 4 参与の任期等については、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対して書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。
 - (3) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

（書面議決）

第14条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

- 1 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。

- 2 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。
- 3 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等をすることができる。
- 4 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。
- 5 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- 6 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- 7 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第17条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第20条 準備委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散した場合において、その残余財産は、沼田市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

- 第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和7年6月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和8年3月31日までとする。

第 8 3 回国民スポーツ大会 沼田市準備委員会 組織図)

第 8 3 回国民スポーツ大会 沼田市準備委員会
(事務局：教育委員会事務局スポーツ振興課内)

総 会
・ 競技会開催方針 ・ 会則の制定及び改廃 ・ 事業計画及び事業報告 ・ 常任委員への委任事項 ・ その他重要な事項等



常任委員会
・ 総会委任事項 ・ 専門委員会の設置 ・ 専門委員会への付託及び委任 ・ その他委員長が必要と認める事項



専門委員会
・ 常任委員会付託及び委任事項
○総務企画専門委員会 (総合企画、財務、広報、市民運動等)
○競技式典専門委員会 (競技運営、施設、式典等)
○宿泊衛生専門委員会 (宿泊、医事、衛生等)
○輸送警備専門委員会 (輸送、交通、警備、消防等)

※準備の進捗に合わせて、各専門委員会を設置

第83回国民スポーツ大会 沼田市準備委員会名簿（案）

会長 1名

（順不同・敬称略）

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市関係	沼田市	市長	星野 稔

副会長 6名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市議会関係	沼田市議会	議長	桑原 敏彦
2	スポーツ関係	NPO法人沼田市スポーツ協会	会長	北原 一浩
3	産業・経済関係	沼田商工会議所	会頭	井熊 開三
4	宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人沼田市観光協会	会長	山田 龍之介
5	市関係	沼田市	副市長	川田 正樹
6	市関係	沼田市教育委員会	教育長	竹之内 篤

常任委員 17名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市関係	沼田市教育委員会	教育長職務代理	永井 和恵
2	スポーツ関係	沼田市スポーツ推進審議会	会長	織田澤 淳
3	スポーツ関係	沼田市スポーツ推進委員会	会長	小菅 優喜
4	スポーツ関係	沼田市小学校体育研究会	会長	今井 幸生
5	スポーツ関係	沼田市中学校体育連盟	会長	田村 学
6	教育・学校関係	利根沼田高等学校長会	会長	本多 勝
7	宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人沼田市観光協会	副会長	小尾 孝男 (利根町観光協会会長)
8	競技団体関係	群馬県フェンシング協会	会長	吉澤 博通
9	教育・学校関係	沼田市小学校校長会	会長	内藤 麗子
10	教育・学校関係	沼田市中学校校長会	会長	金井 綾子
11	国関係	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	所長	杉崎 光広
12	県関係	群馬県県土整備部沼田土木事務所	所長	市川 道利
13	県関係	沼田警察署	署長	飯田 晃久
14	通信・輸送・交通関係	一般社団法人群馬県バス協会	会長	佐藤 俊也
15	通信・輸送・交通関係	一般社団法人群馬県タクシー協会北毛支部利根沼田地区会	会長	高橋 良彰
16	医療・福祉関係	一般社団法人沼田利根医師会	会長	林 秀彦
17	市関係	沼田市教育委員会	部長	星野 盾

委員 31名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	スポーツ関係	沼田市スポーツ少年団	本部長	大木 昭彦
2	宿泊・観光・衛生関係	沼田市物産振興会	会長	永井 寛之
3	宿泊・観光・衛生関係	利根沼田公衆衛生協会	会長	徳島 伸泰
4	宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人群馬県旅行業協会	会長	小林 聡
5	宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人沼田市観光協会	副会長	須田 千秋
6	宿泊・観光・衛生関係	老神温泉観光協会	会長	小林 利之
7	市議会関係	沼田市議会	副議長	山宮 敏夫
8	市議会関係	沼田市議会総務文教常任委員会	委員長	小野塚正樹
9	市議会関係	沼田市議会民生福祉常任委員会	委員長	星野 妙子
10	市議会関係	沼田市議会経済建設常任委員会	委員長	井上 弘
11	競技団体関係	群馬県フェンシング協会	沼田担当	佐伯 悠
12	競技団体関係	沼田フェンシング協会	会長	桑原 一泰
13	産業・経済関係	利根沼田農業協同組合	組合長	田村 活幸
14	産業・経済関係	沼田市商店街連合会	会長	鈴木 務
15	産業・経済関係	沼田市東部商工会	会長	小林 好
16	教育・学校関係	沼田市小中学校PTA連合会	会長	田辺 雄太
17	通信・運輸・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社	執行役員 高崎支社長	樋口 達夫
18	通信・運輸・交通関係	一般社団法人群馬県トラック協会	会長	武井 宏
19	通信・運輸・交通関係	東日本電信電話株式会社群馬支店	支店長	井原 智直
20	医療・福祉関係	社会福祉法人沼田市社会福祉協議会	会長	田村 博史
21	医療・福祉関係	日本赤十字社群馬県支部 沼田市地区	地区長	星野 稔
22	医療・福祉関係	一般社団法人沼田利根歯科医師会	会長	鈴木 克也
23	医療・福祉関係	沼田利根薬剤師会	会長	間宮 実
24	医療・福祉関係	公益社団法人群馬県看護協会	会長	神山 智子
25	市民団体・各種団体	沼田市文化協会	会長	金井 竹徳
26	市民団体・各種団体	沼田市国際交流協会	事務局長	伝田 直史
27	市民団体・各種団体	一般社団法人沼田青年会議所	理事長	土谷 裕樹
28	市民団体・各種団体	沼田商工会議所青年部	会長	小坂 哲平
29	市民団体・各種団体	沼田市区長会	会長	中島 庸一
30	市民団体・各種団体	沼田市老人クラブ連合会	会長	布施 辰二郎
31	市民団体・各種団体	沼田市身体障害者団体連合会	会長	根岸 俊夫

監事 2名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市 関係	沼田市	代表監査委員	諸田 秀人
2	市 関係	沼田市	会計管理者	南雲 真奈美

参与 25名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	県議会関係	群馬県議会議員	議員	金井 康夫
2	市議会関係	沼田市議会	議員	齋藤 智
3	市議会関係	沼田市議会	議員	今成 敦子
4	市議会関係	沼田市議会	議員	鈴木 誠
5	市議会関係	沼田市議会	議員	高柳 勝巳
6	市議会関係	沼田市議会	議員	齋藤 育子
7	市議会関係	沼田市議会	議員	相澤 宗利
8	市議会関係	沼田市議会	議員	木内 修一
9	市議会関係	沼田市議会	議員	大東 宣之
10	市議会関係	沼田市議会	議員	野村 洋一
11	市議会関係	沼田市議会	議員	茂木 清七
12	市議会関係	沼田市議会	議員	大島 崇行
13	市議会関係	沼田市議会	議員	戸部 博
14	市議会関係	沼田市議会	議員	中村 浩二
15	報道関係(沼田記者クラブ)	上毛新聞社沼田支局	支局長・参与	石黒 淳
16	報道関係(沼田記者クラブ)	朝日新聞社前橋総局	記者	星井 麻紀
17	報道関係(沼田記者クラブ)	毎日新聞社前橋支局	記者	庄司 哲也
18	報道関係(沼田記者クラブ)	読売新聞 沼田通信部	記者	阿部 文彦
19	報道関係(沼田記者クラブ)	産経新聞社前橋支局	記者	風間 正人
20	報道関係(沼田記者クラブ)	東京新聞 前橋支局	支局長	鈴木 学
21	報道関係(沼田記者クラブ)	日本放送協会前橋放送局	記者	須田 藍斗
22	報道関係	群馬テレビ株式会社報道局	アナウンサー 記者	小林 優
23	報道関係	株式会社エフエム群馬	代表取締役社長	塚越 正弘
24	報道関係	沼田エフエム放送株式会社	代表取締役社長	本山 佳宏
25	報道関係	MY TOWNたにがわ	編集長	西山 政之